

改正後	改正前
国立研究開発法人情報通信研究機構労働者派遣契約標準約款 第1条～第18条 （同右） （派遣労働者の出張） 第19条 （同右） 2 派遣労働者を出張させる場合の事務手続き及び旅費の計算方法は、<u>国立研究開発法人情報通信研究機構旅費規程、情報通信研究機構旅費細則及び情報通信研究機構旅費支給に関する通知</u>を準用する。この場合において、派遣労働者は、職員相当とする。 3～7 （同右） 第20条～第37条 （同右）	国立研究開発法人情報通信研究機構労働者派遣契約標準約款 第1条～第18条 （略） （派遣労働者の出張） 第19条 （略） 2 派遣労働者を出張させる場合の事務手続き及び旅費の計算方法は、<u>国立研究開発法人情報通信研究機構旅費規程及び旅費運用指針</u>を準用する。この場合において、派遣労働者は、職員相当とする。 3～7 （略） 第20条～第37条 （略）